

和歌山市成年後見制度利用支援事業について

1 市長申立て

成年後見制度の利用が必要な方で、本人による申立てが困難で、4親等内の親族がいないか、または親族がいても音信不通などの事情で関わりがないなど、親族からの支援が得られない場合に市長が法定後見制度の申立てを行います。

①対象となりえる方

和歌山市の方で、本人又は親族による申立てが困難で成年後見制度の利用が必要と市が判断する方

※以下のいずれかに該当する場合は、市外の方でも対象となる場合があります。

- ・生活保護の実施機関が和歌山市である方
- ・特別養護老人ホーム又は養護老人ホームへの入所措置の実施機関が和歌山市である方（契約に切り替わった方は除く。）
- ・介護保険サービス又は障害福祉サービスの措置の実施機関が和歌山市である方（契約に切り替わった方は除く。）
- ・介護保険の保険者が和歌山市である方
- ・自立支援給付の支給決定が和歌山市である方
- ・市外の医療機関に長期入院している方で、入院前に和歌山市内に居住していた方（退院後に入院前の居住地に居住することが予定されている場合に限る。）

②相談の主な流れ

1 成年後見制度が必要と思われる方で本人又は親族による申立てが期待できない場合、本人の支援者から市高齢者・障害者成年後見センター（高齢者・地域福祉課内）に相談します。



2 支援者と相談し、面談の場所・日程を調整した上で職員が本人との面談を行います。（本人のいる施設等へ職員が訪問）



3 本人の支援者から市に市長申立ての要請書を提出してもらいます。

※本人申立てが期待できる場合は、本人の申立て支援を検討します。

③相談後の流れ（調査・申立てから審判まで）

次のとおり、成年後見制度利用に向けた調査・準備を進めていきます。

【親族調査】

戸籍等で2親等内の親族を調査し、親族からの申立ての可否を確認します。

※虐待等で緊急を要する場合は、申立ての可否を確認せず進めることもあります。

【申立て書類の作成】

親族調査を行った上で、親族の申立てが期待できない場合には市長申立てを進めていくこととなります。

申立てに必要な書類を集め、申立て書類を作成します。

なお、必要な書類の一部を支援者に依頼します。

（書類一例）：診断書、本人情報シート、アセスメントシート、保険証・手帳コピーなど

【家庭裁判所への申立て】

申立て書類を揃え、市が家庭裁判所に書類を提出します。

【後見人等の選任】

家庭裁判所の審判により本人の後見人等が選任されます。

2 成年後見人等報酬助成

成年後見制度を利用している方で、成年後見人等（＊１）の報酬について、本人の預貯金等の資産から費用負担が困難な場合に市が報酬助成を行います。

＊１ 成年後見人等とは、本人の成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見監督人のことです。

①対象となりえる方

成年後見制度を利用している方で、次のア～キのいずれかに該当する方

- ア 和歌山市に住所及び居所のある方（※）
- イ 生活保護の実施機関が和歌山市である方
- ウ 特別養護老人ホーム又は養護老人ホームへの入所措置の実施機関が和歌山市である方（契約に切り替わった方は除く。）
- エ 介護保険サービス又は障害福祉サービスの措置の実施機関が和歌山市である方（契約に切り替わった者は除く。）
- オ 介護保険の保険者が和歌山市である方
- カ 自立支援給付の支給決定が和歌山市である方
- キ 市外に長期入院している方で、入院前に市内に居住していた方（退院後に入院前の居住地に居住することが予定されている場合に限る。）

※上記のイ～キのいずれにも該当しない方で、以下のいずれかに該当する場合は、和歌山市の方でも、対象外となります。

- ・生活保護の実施機関が市外である方
- ・特別養護老人ホーム又は養護老人ホームへの入所措置の実施機関が市外である方（契約に切り替わった方は除く。）
- ・介護保険サービス又は障害福祉サービスの措置の実施機関が市外である方（契約に切り替わった方は除く。）
- ・介護保険の保険者が市外である方
- ・自立支援給付の支給決定が市外である方
- ・和歌山市内の医療機関に長期入院している方で、入院前に市外に居住していた方（退院後に入院前の居住地に居住することが予定されている場合に限る。）

<報酬助成の対象外となる後見人等について>

- ・後見人等が親族である場合は報酬助成の対象となりません。
- ・任意後見人の報酬については、報酬助成の対象となりません。

②資産等要件

以下のいずれかの要件を満たす場合に報酬助成の対象となります。

ア 生活保護受給者（ただし、預貯金があるなど本人から後見人等への報酬が捻出できる場合は対象外となります。）

イ 活用できる資産がなく、後見人等への報酬を本人から捻出することで生活の維持が困難な状況になる者

本人の預貯金等資産が、2カ月分の生活費を下回る場合には報酬を助成することができます。なお、一時的に必要となる経費がある場合は、その費用と生活費（2カ月分）の合計額を下回る場合に報酬を助成することができます。

③助成額

助成額は、家庭裁判所が審判において決定した報酬額のうち直近12カ月分に相当する額から本人が捻出する額（※下記枠内に記載）を差し引いた金額。

ただし、就任した月が属する場合は直近18カ月分に相当する額から本人が捻出する額（※下記枠内に記載）を差し引いた金額。

※本人が捻出する額とは、預貯金等の活用できる資産額から2カ月分の生活費及び一時的に必要となる経費を差し引いた残りの金額のことです。

<例1>

- 家庭裁判所の審判決定額 264,000円
（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、12カ月間）
- 資産額 300,000円
- 生活費 200,000円（10万円/月の2カ月分）

本人が捻出する金額は、以下の計算によります。

300,000円 - 200,000円 = 100,000円
（資産額） （生活費） （本人捻出額）

助成額は、以下の計算で決定します。

264,000円 - 100,000円 = 164,000円 （助成額）
（審判決定額） （本人捻出額）

<例2>

- 家庭裁判所の審判決定額 500,000 円
（令和6年6月1日から令和8年3月31日まで、22カ月間）
- 資産額 300,000 円
- 生活費 200,000 円（10万円/月の2カ月分）

助成の対象となる額は、審判で決定された金額から直近の12カ月分（就任した月が属する場合は直近18カ月分）です。以下の計算によります。

【助成対象額】

$$500,000 \text{ 円} \div 22 \text{ カ月} \times 12 \text{ カ月分} = 272,728 \text{ 円 (円未満切り上げ)}$$

(審判決定額) (審判決定期間) (※)

※就任した月が含まれる場合は18カ月で掛けます。

【本人捻出額】

本人が捻出する金額は、以下の計算によります。

$$300,000 \text{ 円} - 200,000 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円}$$

(資産額) (生活費) (本人捻出額)

助成額は、以下の計算で決定します。

$$272,728 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = \underline{172,728 \text{ 円}} \text{ (助成額)}$$

(助成対象額) (本人捻出額)

④申請から助成までの流れ

- 1 家庭裁判所で報酬付与の審判確定
↓
- 2 申請書等を提出
※家庭裁判所による報酬付与の審判確定日から1年以内に申請を行ってください。
↓
- 3 申請内容を確認し、助成の対象となるか審査
↓
- 4 支給決定（または、不支給決定）の通知
↓支給決定された場合
- 5 請求書等を提出、振込先の登録（初回のみ）
↓
- 6 助成金を登録された口座に振り込み
書類等に問題ない場合、申請から助成金が振り込まれるまでの期間は1カ月から1か月半月程度を要します。

⑤申請に必要な書類

- (1) 後見人等の報酬助成金支給申請書（様式第1号）
- (2) 財産目録等の写し等報酬付与の申立て時の資産状況の判明するもの
- (3) 収支予定表等の写し等報酬付与の申立て時の収支状況の判明するもの
- (4) 報酬付与の審判定定書の写し
- (5) 保護受給証明書（本人が生活保護受給者である場合のみ）
- (6) 後見人等であることが確認できる書類の写し

※通常の生活費以外に必要な経費がある場合には、その経費の証明となる資料（見積書等）が必要です。

⑥請求に必要な書類

- (1) 後見人等の報酬助成請求書（様式第3号）
- (2) 支給決定通知書の写し
- (3) 口座振替申出書（初めて口座を登録する場合のみ）
- (4) 登録する口座の通帳等コピー（初めて口座を登録する場合のみ）

※通帳等コピーとは、金融機関、支店、預金種別、口座名義、口座番号が確認できるもの（キャッシュカードなども可）

報酬助成の申請について、虚偽の内容や不当な手段により申請が行われていたことが確認された場合には、返還を求めることもあります。

※市長申立て案件以外の後見人等への報酬助成について、令和7年4月1日以降に報酬付与の審判が確定したもので、令和6年4月以降の後見等業務に対する報酬が対象です。

（問い合わせ先）

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市高齢者・地域福祉課 高齢者・障害者成年後見センター

直通：073-435-1053 / FAX：073-435-1268